

2020年6月3日

株 主 各 位

山口県周南市平和通一丁目10番の2
株式会社 西京銀行

取締役頭取 平 岡 英 雄

第112期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第112期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 山口県周南市平和通一丁目10番の2
当行本店 5階講堂

3. 目的事項

報告事項

第112期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員でない取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本総会ご出席者へのおみやげはご用意いたしておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト
(アドレス<https://www.saikyobank.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」「会計参与に関する事項」「その他」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト
(アドレス<https://www.saikyobank.co.jp/>)に掲載させていただきます。

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。感染拡大防止のため、事前に書面（郵送）により議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

株主総会へのご出席を検討されている株主さまにおかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆さまへ

平素より西京銀行に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、当行第112期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当行を取り巻く外部環境は、主たる営業エリアである山口県の人口減少、高齢化の進展、人手不足、更には長引くマイナス金利政策や新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しさが増すことが予想されます。

こうした経営環境の下、地域活性化のための様々な努力を続けておりますが、一層の強化のため、昨年11月、「西京銀行グループSDGs宣言」を策定し、地域とともに持続的に成長できる社会の実現に向けて活動しております。

現在は、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられたお客さまをサポートするため、特別融資の取扱いや休日相談窓口の設置など、お客さまからのご相談に迅速に対応することを、地域金融機関の使命として最優先で取り組んでおります。

当行は、これからも「金融を通じて地域の皆さまのお役に立つ」というミッションの下、一人でも多くのお客さまにお取引いただける銀行を目指し、引き続き努力して参る所存でございます。

今後とも、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2020年6月

取締役頭取 **平岡 英雄**

目 次

第112期定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

第1号議案	剰余金の処分の件	5
第2号議案	定款一部変更の件	6
第3号議案	監査等委員でない取締役8名選任の件	12
第4号議案	監査等委員である取締役5名選任の件	17
第5号議案	監査等委員でない取締役の報酬額設定の件	22
第6号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件	22

(添付書類)

I.事業報告

1.当行の現況に関する事項	23
2.会社役員（取締役、監査役）に関する事項	29
3.社外役員に関する事項	30
4.当行の株式に関する事項	32
5.会計監査人に関する事項	35

II.計算書類

1.貸借対照表	36
2.損益計算書	37

III.連結計算書類

1.連結貸借対照表	38
2.連結損益計算書	39

IV.監査報告書

1.会計監査人の監査報告書 謄本	40
2.連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	42
3.監査役会の監査報告書 謄本	44

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化のため内部留保にも意を用いつつ、安定した配当を継続して実施していく方針に基づき、以下のとおりとさせていただきます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき金5円
普通株式配当総額 578,330,825円
当行第二種優先株式1株につき金20円
第二種優先株式配当総額 100,000,000円
当行第三種優先株式1株につき金25円
第三種優先株式配当総額 137,500,000円
配当総額の合計 815,830,825円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当行は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監督体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものと致します。

(下線は変更部分を表します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p>第5条～第20条の3 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第21条 当銀行の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会 (2)監査等委員会 (削除) (3)会計監査人</p> <p>第5条～第20条の3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第21条 当銀行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p>② 当銀行の監査等委員である取締役は、<u>5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第22条 当銀行の取締役は、<u>株主総会において</u>選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらに、これを短縮することができる。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第22条 当銀行の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役(以下、「監査等委員でない取締役」という。)を区分して、株主総会の決議によって</u>選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第23条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらに、これを短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 取締役会は、取締役および<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開くことができる。</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第27条 取締役会は、その決議によって代表取締役を若干名選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>③ 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開くことができる。</p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第27条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を若干名選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区分して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第30条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第5章監査役および監査役会</u> <u>(員数)</u></p>	(削除)
<p><u>第30条 当銀行の監査役は、5名以内とする。</u></p>	(削除)
<p><u>(選任方法)</u></p>	
<p><u>第31条 当銀行の監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	(削除)
<p><u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	
<p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した者の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p><u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	
<p><u>第34条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、さらに、これを短縮することができる。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開くことができる。</u></p> <p><u>(監査役会規程)</u></p> <p>第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第36条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第37条 <u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u></p>
	<p>第31条 <u>監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。</u></p> <p>② <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、さらに、これを短縮することができる。</u></p> <p>③ <u>監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときには、招集手続を経ないで開くことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> 第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第38条～第40条（条文省略）	第34条～第36条（現行どおり）

第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行致します。つきましては、現在の取締役全員（10名）は会社法第332条第7項第1号の定めに従い、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	生年月日	現在の当行における地位等	
1	平 岡 英 雄	1956年2月14日	取締役頭取	再任
2	金 丸 眞 明	1957年11月1日	取締役副頭取	再任
3	松 岡 健	1971年12月29日	専務取締役総合企画部長	再任
4	奈 村 幸 一 郎	1962年1月27日	取締役周南地区統括部長兼本店営業部長	再任
5	山 岡 靖 幸	1964年1月27日	取締役人事部長兼総務部長	再任
6	畑 谷 剛	1965年8月14日	取締役宇部地区統括部長兼宇部支店長	再任
7	山 下 禎 治	1966年11月15日	取締役営業統括部長	再任
8	岡 田 浩 浩	1964年1月8日	常務執行役員 下関地区統括部長兼下関支店長	新任

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類および数
1	平岡英雄 (1956年2月14日生)	1978年4月 当行入行 2005年6月 当行取締役兼執行役員 2008年6月 当行常務取締役経営企画本部長 2009年6月 当行専務取締役経営企画本部長 2010年6月 当行取締役頭取 <担当> 監査部監査グループ (現任)	普通株式 146,405株
		【取締役候補者とした理由】 銀行の代表取締役頭取、取締役会議長、内部監査担当役員の職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なとなるコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。	
2	金丸眞明 (1957年11月1日生)	1981年4月 当行入行 2008年6月 当行取締役リスク管理本部長兼経営企画副本部長 2009年6月 当行取締役経営管理本部長 2009年11月 当行取締役経営管理本部長兼営業本部長 2011年6月 当行常務取締役 2013年4月 当行専務取締役 2018年4月 当行取締役副頭取 <担当> 地域連携部・審査部 (現任)	普通株式 51,547株
		【取締役候補者とした理由】 取締役就任以降、リスク管理、コンプライアンス等の経営管理、内部管理部門担当役員、代表取締役としての職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なとなるコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類および数
3	まつ おか けん 松 岡 健 (1971年12月29日生)	1995年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 2000年11月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社 2002年11月 フューチャーフィナンシャルストラテジー株式会社入社 2010年5月 当行入行 当行執行役員総合企画部長 2011年6月 当行取締役総合企画部長 2015年4月 当行常務取締役総合企画部長 2018年4月 当行専務取締役総合企画部長（現任） <担当> 総合企画部・システム部・事務推進部・業務推進部	普通株式 44,564株
【取締役候補者とした理由】 取締役就任以降、経営企画、リスク管理等経営管理、内部管理部門担当役員としての職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。			
4	な むら こういちろう 奈 村 幸一郎 (1962年1月27日生)	1985年4月 当行入行 2009年6月 当行経営企画本部副本部長 2010年4月 当行総合企画部企画部長 2011年4月 当行下松地区統括部長兼下松支店長 2012年10月 当行執行役員審査部長 2013年6月 当行取締役審査部長 2015年4月 当行取締役人事部長兼総務部長 2016年4月 当行取締役人事部長 2017年10月 当行取締役人事部長兼総務部長 2018年4月 当行取締役周南地区統括部長兼本店営業部長（現任）	普通株式 52,388株
【取締役候補者とした理由】 取締役就任以降、与信管理、人事総務管理等経営管理、内部管理部門担当役員、地区統括部長兼支店長としての職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類および数
5	やま おか やす ゆき 山岡靖幸 (1964年1月27日生)	1986年4月 当行入行 2009年6月 当行経営企画本部副本部長 2010年7月 当行人事部長兼総務部長 2012年10月 当行執行役員人事部長兼総務部長 2013年6月 当行取締役人事部長兼総務部長 2013年10月 当行取締役下関地区統括部長兼下関支店長 2018年4月 当行取締役人事部長兼総務部長 2019年2月 当行取締役 2019年5月 当行取締役人事部長兼総務部長 (現任) <担当> 人事部・総務部	普通株式 47,372株
	【取締役候補者とした理由】 取締役就任以降、人事総務管理等経営管理、内部管理部門担当役員、地区統括部長兼支店長としての職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。		
6	はた たに つよし 畑谷剛 (1965年8月14日生)	1989年4月 当行入行 2009年10月 当行営業本部副本部長 2010年4月 当行市場金融部コーポレート部長兼東京事務所長 2010年10月 当行コーポレート営業部長兼東京事務所長 2013年4月 当行執行役員コーポレート営業部長 2015年6月 当行取締役コーポレート営業部長 2019年4月 当行取締役宇部地区統括部長兼宇部支店長 (現任)	普通株式 46,054株
	【取締役候補者とした理由】 取締役就任以降、コーポレート営業部門担当役員、地区統括部長兼支店長としての職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類および数
7	山下 禎 治 (1966年11月15日生)	1989年4月 当行入行 2004年4月 当行経営戦略室調査役 2005年2月 当行経営戦略室主任調査役 2008年7月 当行日の出支店長 2010年4月 当行福岡支店長 2013年4月 当行山口地区統括部長兼山口支店長 2015年4月 当行執行役員山口地区統括部長兼山口支店長 2017年6月 当行取締役山口地区統括部長兼山口支店長 2018年4月 当行取締役営業統括部長 (現任) <担当> 営業統括部・個人営業部・コンサルティング事業部	普通株式 41,193株
<p>【取締役候補者とした理由】 取締役就任以降、営業推進部門担当役員、地区統括部長兼支店長としての職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>			
8	*岡田 浩 (1964年1月8日生)	1986年4月 当行入行 2001年4月 当行新下関支店長 2004年4月 当行小月支店長 2006年7月 当行長門支店長 2010年4月 当行営業統括部長 2011年4月 当行下関地区統括部長兼下関支店長 2013年10月 当行周南地区統括部長兼本店営業部長 2014年4月 当行執行役員当行周南地区統括部長兼本店営業部長 2018年4月 当行常務執行役員下関地区統括部長兼下関支店長 (現任)	普通株式 28,944株
<p>【取締役候補者とした理由】 当行内で、営業店業務、営業推進部門中心に幅広い業務経験を積んだことに加え、常務執行役員や執行役員地区統括部長兼支店長の経験を通じ、銀行の経営管理、内部管理等に関する知識・経験を十分積んだことから、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>			

- (注) 1. *印は、新任の取締役候補者であります。
 2. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 取締役候補者の所有する当行の株式は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。取締役候補者平岡英雄氏、金丸眞明氏、松岡健氏、奈村幸一郎氏、山岡靖幸氏、畑谷剛氏、山下禎治氏、岡田浩氏の所有する当行の株式の数には、西京銀行役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当行は監査等委員会設置会社へ移行致します。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	生年月日	現在の当行における地位等
1	山本 秀雄 <small>やまもと ひでお</small>	1957年6月13日	常勤監査役 新任
2	滝本 豊水 <small>たきもと とよみ</small>	1949年7月15日	社外取締役 新任 社外
3	川村 健一 <small>かわむら けんいち</small>	1949年2月16日	社外取締役 新任 社外
4	今田 武男 <small>いまだ たけお</small>	1949年5月16日	社外監査役 新任 社外
5	東 裕二 <small>ひがし ゆうじ</small>	1955年1月24日	社外監査役 新任 社外

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当行の 株式の種類 および数
1	<p style="text-align: center;">やま もと ひで お *山本秀雄 (1957年6月13日生)</p>	<p>1980年4月 当行入行 2009年4月 当行執行役員関福地区統括部長兼下関支店長 2010年4月 当行執行役員下関地区統括部長兼下関支店長 2011年4月 当行執行役員周南地区統括部長兼 本店営業部長 2011年6月 当行取締役周南地区統括部長兼本店営業部長 2012年4月 当行取締役審査部長兼事務推進部長 2012年10月 当行取締役事務推進部長 2013年4月 当行取締役業務推進部長 2014年2月 当行取締役業務推進部長兼コンプライアンス統括部長 2014年4月 当行取締役 2014年6月 当行取締役総務部長 2015年4月 当行取締役 2015年6月 当行常勤監査役 (現任)</p>	<p>普通株式 36,565株</p>
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】 営業店支店長のほか、コンプライアンス部門、審査部門等の担当部長、担当取締役を幅広く経験しており、自己の責任に基づき積極的な監査を実施するに足る知識・経験を有しており、常勤監査役就任以降も、取締役会で積極的に発言するなど、銀行業務の健全かつ適切な運営を確保するため、取締役の職務執行の監査を行っていることから、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位 重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類および数
2	* 滝本 豊水 (1949年7月15日生)	1972年4月 大蔵省入省 1977年7月 防府税務署長 1988年6月 内閣法制局参事官 1993年7月 銀行局保険部保険第二課長 1994年7月 銀行局保険部保険第一課長 1995年6月 証券取引等監視委員会事務局特別調査課長 1997年7月 証券取引等監視委員会事務局総務検査課長 1999年9月 大蔵省大臣官房審議官 2000年7月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属） あさひ法律事務所（現西村あさひ法律事務所） 弁護士 2006年6月 当行社外取締役（現任） 2016年1月 弁護士法人はくと総合法律事務所弁護士（現任）	普通株式 33,000株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 大蔵省等行政機関や弁護士としての職務経験を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験を有しており、当行の社外取締役就任以降も、経営の意思決定の客観性を確保するため、積極的に取締役会に参加するほか、高い独立性と豊富な職務経験から大所高所からの的確なアドバイスを行ってきた経験から、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
3	* 川村 健一 (1949年2月16日生)	1973年4月 フジタ工業株式会社（現株式会社フジタ）入社 1993年4月 米国フジタリサーチ社長 2005年4月 株式会社ホスフェクス社代表取締役社長 2006年4月 学校法人石田学園広島経済大学経済学部教授 2016年6月 当行社外取締役（現任） 2017年4月 学校法人石田学園広島経済大学経済学部教授・ 広島経済大学地域経済研究所所長 2019年4月 学校法人石田学園広島経済大学名誉教授 2020年4月 学校法人徳山教育財団徳山大学経済学部特任教授（現任）	普通株式 1,811株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 上場大手建設会社海外子会社社長、大学教授としての幅広い職務経験を通じ、会社経営に関する専門的知見等を有しており、当行の社外取締役就任以降も、経営の意思決定の客観性を確保するため、積極的に取締役会に参加するほか、高い独立性と豊富な職務経験から大所高所からの的確なアドバイスを行っていることから、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当行の 株式の種類 および数
4	<p style="text-align: center;">いまだ たけお *今田武男 (1949年5月16日生)</p>	<p>1972年4月 山口県信用保証協会入協 2000年4月 山口県信用保証協会審査課長 2005年4月 山口県信用保証協会総務部長 2008年3月 山口県信用保証協会常務理事 2008年6月 保証協会システムセンター株式会社取締役 2008年6月 保証協会債権回収株式会社監査役 2010年3月 山口県信用保証協会専務理事 2013年6月 全国信用保証協会厚生年金基金理事 2013年6月 全国信用保証協会健康保険組合理事 2015年6月 保証協会システムセンター株式会社監査役 2019年6月 当行社外監査役 (現任)</p>	<p>普通株式 10,153株</p>
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 山口県信用保証協会での職務経験や当行社外監査役としての職務経験を通じ、積極的かつ的確な監査等を実施するに足る知識および経験を有していることから、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			
5	<p style="text-align: center;">ひがし ゆうじ *東裕二 (1955年1月24日生)</p>	<p>1980年6月 日本エヌ・シー・アール株式会社（現日本NCR株式会社）入社 1988年6月 日本デジタルイクイップメント株式会社（現日本ビューレットパックカード株式会社）入社 1998年10月 日本オラクル株式会社入社 2002年8月 同社取締役専務執行役員技術統括担当 2005年6月 同社取締役副社長執行役員事業統括担当 2009年4月 株式会社ワイ・ディー・シー代表取締役社長 2010年10月 フューチャーアーキテクト株式会社執行役員アドバンスドビジネス営業本部長 2011年3月 同社取締役副社長アドバンスドビジネス事業本部長 2015年7月 同社代表取締役社長 2019年5月 同社取締役退任 2019年10月 当行社外監査役 (現任)</p>	<p>—</p>
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 上場IT企業の取締役や代表取締役社長としての幅広い職務経験や会社経営に関する専門的知見等を通じ、積極的かつ的確な監査等を実施するに足る知識および経験を有しており、当行社外監査役としての職務経験を有していることから、監査等委員である社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. *印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
3. 各候補者の所有する当行の株式は、2020年3月31日現在の状況を記載しております。候補者山本秀雄氏、川村健一氏および今田武男氏の所有する当行の株式の数には、西京銀行役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。
4. 滝本豊水氏、川村健一氏、今田武男氏、東裕二氏は、社外取締役候補者であります。
5. 滝本豊水氏および川村健一氏は、現在、当行の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、滝本豊水氏が14年、川村健一氏が4年となります。
6. 当行は、滝本豊水氏、川村健一氏、今田武男氏、東裕二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、滝本豊水氏、川村健一氏、今田武男氏、東裕二氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当行は、滝本豊水氏、川村健一氏とは上記責任限定契約を継続し、今田武男氏、東裕二氏とは上記責任限定契約と同内容の契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

第5号議案 監査等委員でない取締役の報酬額設定の件

当行の取締役の報酬額は、2016年6月24日開催の第108期定時株主総会において、「月額3,500万円以内（使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない）」とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当行は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員でない取締役の報酬等の額を月額3,500万円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は10名（うち、社外取締役は2名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員でない取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は8名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当行は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を月額600万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役は5名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものと致します。

以上

第112期（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

〔主要な事業内容〕

当行は山口県周南市に本店を置き、山口県、福岡県、広島県を中心に合計35店舗にて、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、投資信託、保険商品の窓口販売業務等を行い、銀行業務に積極的に取り組んでおります。

〔金融経済環境〕

わが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費や企業収益など足下で大幅に下押しされており、今後の内外経済のさらなる下振れリスクに十分注意する必要があります。

当行の主たる経営基盤である山口県においても、新型コロナウイルス感染症などの影響から、個人消費は弱めの動きとなっており、今後は、感染症が企業や家計のマインドに与える影響を注視していく必要があります。

〔事業の経過及び成果〕

こうした中、当行では、中期経営計画の長期ビジョンである「地域に根差した中小・小規模事業者さまと個人のお客さまのための銀行」の実現に向けた施策に積極的に取組み、事業承継やM&A、企業と高度外国人材のマッチングサポート、全国最高レベルの高金利預金商品の販売など、「さすが西京」と呼んでいただける商品、サービスの提供を進めています。

また、主たる営業エリアである山口県、福岡県、広島県の地元のお客さまからお預かりした大切なご預金を、資金を必要とされる当地域の事業者さまや個人のお客さまに借入金としてお使いいただく「資金の地域内循環」を引き続き推進しております。

当期は、寄付金付き「銀行保証私募債」の取扱いを開始し、地元企業と共に、地域社会の発展や課題解決のための資金を地方公共団体や学校等に贈呈するほか、高齢化社会の課題である認知症対策として民事信託商品「家族の”絆”サポート」の発売など、新たな取組みを開始しました。

さらに、企業の働く人不足に対応するため、以前より継続している、全国の大学生を対象とした観光や就農体験と地元企業訪問を組み合わせたツアー「若旅inやまぐち」や、海外展開を目指す企業の採用ニーズに対応するため、企業と留学生をマッチングする「DISCOVER YAMAGUCHI」の開催により、

人口減少が進む山口県において県外学生の就職や留学生の雇用・定住を実現させています。

こうした活動に取り組んだ結果、当期は次のような営業成績となりました。

預金は、「さいきょう年金定期預金」を中心にキャンペーン商品がご好評いただき、期中415億円（2.80％）増加し、期末残高は1兆5,229億円となりました。

貸出金は、地元の事業性貸出や住宅ローンを中心に期中551億円（4.58％）増加し、期末残高は1兆2,581億円となりました。

有価証券は、期中140億円（6.28％）減少し、期末残高は2,100億円となりました。

以上を主因に、総資産は期中428億円（2.69％）増加し、期末残高は1兆6,312億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は役務取引等収益、有価証券利息配当金及び株式等売却益の減少により17億91百万円（6.36％）減少して263億42百万円となりました。

経常費用は、営業経費及び国債等債券償却の減少により11億39百万円（5.01％）減少して215億90百万円となりました。

以上により、経常利益は前期から6億51百万円（12.05％）減益の47億52百万円となり、当期純利益においては2億45百万円（7.73％）減益の29億32百万円となりました。

単体自己資本比率（国内基準）は、分子となる自己資本額を積み上げたことに伴い、前期より0.05ポイント上昇し、7.87％となりました。

[当行の対処すべき課題]

当行を取り巻く外部環境は、主たる営業エリアである山口県の人口減少、高齢化の進展、人手不足、更には長引くマイナス金利政策や新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しさが増すことが予想されます。

こうした経営環境の下、地域活性化のための様々な努力を続けておりますが、一層の強化のため、昨年11月、「西京銀行グループSDGs宣言」を策定し、地域とともに持続的に成長できる社会の実現に向けて活動しております。

現在は、新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられたお客さまをサポートするため、特別融資の取扱いや休日相談窓口の設置など、お客さまからのご相談に迅速に対応することを、地域金融機関の使命として最優先で取り組んでおります。

当行は、これからも「金融を通じて地域の皆さまのお役に立つ」というミッションの下、一人でも多くのお客さまにお取引いただける銀行を目指し、引き続き努力して参る所存でございます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預	金	13,219	13,776	14,814	15,229
	定期性預金	8,930	9,250	10,226	10,472
	その他の	4,288	4,525	4,587	4,757
貸	出金	10,739	11,038	12,029	12,581
	個人向け	4,281	4,598	4,835	5,113
	中小企業向け	5,488	5,461	6,208	6,383
	その他の	969	977	985	1,084
商品有価証券		0	0	0	0
有	価証券	2,148	2,501	2,241	2,100
	国債	887	788	531	575
	その他の	1,260	1,712	1,710	1,525
総資産		14,312	14,911	15,884	16,312
内国為替取扱高		29,293	30,244	33,177	29,418
外国為替取扱高		百万ドル 308	百万ドル 223	百万ドル 239	百万ドル 169
経常利益		百万円 6,559	百万円 6,318	百万円 5,403	百万円 4,752
当期純利益		百万円 4,018	百万円 4,109	百万円 3,178	百万円 2,932
1株当たり当期純利益		42円62銭	38円47銭	25円41銭	23円29銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数により算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	688人	707人
平均年齢	38年4月	37年10月
平均勤続年数	14年8月	14年4月
平均給与月額	330千円	321千円

- (注) 1. 使用人には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、当年度の給与合計の平均であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
山 口 県	55	(6)	55	(6)
広 島 県	2	(-)	2	(-)
福 岡 県	4	(-)	5	(1)
東 京 都	-	(-)	1	(1)
国 内 計	61	(6)	63	(8)
海 外	-	(-)	-	(-)
合 計	61	(6)	63	(8)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を39ヵ所（前年度末41ヵ所）設置しております。

営業所数には、店舗内店舗形式の支店を含めております。

ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ. 当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	889
---------------	-----

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソ フ ト ウ ェ ア	455

(注) 上記のソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定を含んでおります。なお、投資の主な内容は勘定系基幹システムや情報系システムへの投資であります。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
きらら債権回収株式会社	山口県周南市平和通一丁目10番の2	債権管理回収業務 債権買取・仲介業務	2004年 2月13日	500百万円	100.00%	—
株式会社 エス・ケイ・ ベンチャーズ	山口県周南市平和通一丁目10番の2	ベンチャーキャピタル 業務	2000年 8月1日	100百万円	100.00%	—
株式会社西京 システムサービス	山口県周南市平和通一丁目10番の2	情報処理受託管理業務	1981年 2月20日	50百万円	100.00%	—
西京カード 株式会社	東京都江東区木場二丁目17番16号	個別信用購入あっせん 業務	1994年 4月12日	110百万円	100.00%	—
投資事業有限責任 組合さいきょう地 方創生ファンド	山口県周南市平和通一丁目10番の2	地元企業等の創業等支 援業務	2014年 11月1日	1,000百万円	—%	—

(注) 1. 当行の連結される子会社等は5社であります。

2. 投資事業有限責任組合さいきょう地域支援ファンド及び投資事業有限責任組合さいきょう観光ファンドは、清算終了したため、重要な子会社から除外しております。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫256金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連668（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 中国総合信用株式会社（中国地区の第二地銀協地銀等の共同出資会社）において中国地区の第二地銀協地銀の取扱う個人向けローンについての保証等を行っております。

5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、株式会社セブン銀行が指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、株式会社イオン銀行が指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・振込・残高照会のサービスを行っております。
8. 株式会社ローソン銀行との提携により、株式会社ローソン銀行が指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。
9. 株式会社イーネットとの提携により、株式会社イーネットが指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(2019年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
平岡英雄	取締役頭取（代表取締役） 監査部監査グループ担当	—	—
金丸眞明	取締役副頭取（代表取締役） 地域連携部、審査部担当	—	—
杉野光信	専務取締役（代表取締役） 市場金融部長（委嘱） 市場金融部、市場事務部、 監査部資産査定グループ担当	—	—
松岡健	専務取締役 総合企画部長（委嘱） 総合企画部、システム部、事務推進部、 業務推進部担当	—	—
奈村幸一郎	取締役 周南地区統括部長兼本店営業部長	—	—
山岡靖幸	取締役 人事部長兼総務部長（委嘱） 人事部、総務部担当	—	—
畑谷剛	取締役 宇部地区統括部長兼宇部支店長	—	—
山下禎治	取締役 営業統括部長（委嘱） 営業統括部、個人営業部、 コンサルティング事業部担当	—	—
滝本豊水	取締役 （社外取締役）	弁護士法人はくと総合法律事務所弁護士	—
川村健一	取締役 （社外取締役）	学校法人石田学園広島経済大学 名誉教授	—
山本秀雄	監査役 （常勤）	—	—
今田武男	監査役 （社外監査役）	—	—
東裕二	監査役 （社外監査役）	—	—

(注) 1.社外監査役増田攻氏は、2019年6月25日開催の定時株主総会の終結の時をもって辞任しております。

2.社外監査役網屋滋二氏は、2019年7月18日逝去により退任しております。

3.当行は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりです。

岡田浩	常務執行役員	下関地区統括部長兼下関支店長
村井圭太郎	執行役員	審査部長
末田義明	執行役員	地域連携部長
森重勝文	執行役員	監査部長
水永忠伸	執行役員	山口地区統括部長兼山口支店長
笠原直樹	執行役員	市場事務部長
貞木雅和	執行役員	広島支店長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	10人	319 (-)
監 査 役	5人	31 (-)
計	15人	351 (-)

- (注) 1. () 内は、報酬以外の金額であります。
2. 上記には、2019年6月25日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名及び2019年7月18日に逝去により退任した社外監査役1名を含んでおりません。
3. 取締役の報酬等には、使用人兼務役員の使用人分給与35百万円を含んでおりません。
4. 会社役員に対する報酬限度額は以下のとおりです。
- | | | |
|----------|---------------------------|-------------|
| 取締役報酬限度額 | 2016年6月24日開催第108期定時株主総会決議 | 月額3,500万円以内 |
| 監査役報酬限度額 | 2016年6月24日開催第108期定時株主総会決議 | 月額600万円以内 |

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
滝 本 豊 水	弁護士法人はくと総合法律事務所弁護士
川 村 健 一	学校法人石田学園広島経済大学名誉教授

当行と滝本豊水氏、川村健一氏が兼職する各法人等との間に貸出金の取引等特別の関係はございません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
滝本豊水 (取締役)	13年9ヵ月	取締役会14回のうち14回出席	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
川村健一 (取締役)	3年9ヵ月	取締役会14回のうち10回出席	経営者、学識者として豊富な経験と知見から発言を行っております。
綿屋滋二 (監査役)	8年10ヵ月	取締役会5回のうち5回出席 監査役会5回のうち5回出席	主に地方行政での経験や幅広い見識からの発言を行っております。
今田武男 (監査役)	9ヵ月	取締役会10回のうち10回出席 監査役会10回のうち10回出席	主に信用保証業務に携わった豊富な経験からの発言を行っております。
東裕二 (監査役)	5ヵ月	取締役会6回のうち6回出席 監査役会6回のうち6回出席	経営者としての幅広い職務経験や会社経営に関する専門的知見から発言を行っております。

(3) 責任限定契約

当行は、社外役員全員と会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	20 (－)	－

(注) 1. () 内は、報酬以外の金額であります。

2. 上記には2019年6月25日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名及び2019年7月18日に逝去により退任した社外監査役1名を含んでおりません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	297,000千株
	第二種優先株式	5,000千株
	第三種優先株式	10,000千株
	第四種優先株式	10,000千株
	第五種優先株式	10,000千株
	第六種優先株式	10,000千株
	第七種優先株式	10,000千株

発行済株式の総数	普通株式	115,967千株
	(うち自己株式)	300,879株
	第二種優先株式	5,000千株
	第三種優先株式	5,500千株

(2) 当年度末株主数

普通株式	6,665名
第二種優先株式	109名
第三種優先株式	12名

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
西京銀行行員持株会	2,522千株	2.18%
株式会社合人社グループ	2,400	2.07
日本国土開発株式会社	1,900	1.64
富士通株式会社	1,636	1.41
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,618	1.39
岡田幹矢	1,500	1.29
公益財団法人西京教育文化振興財団	1,251	1.08
株式会社バルコム	1,214	1.04
株式会社みずほ銀行	1,035	0.89
株式会社広島銀行	962	0.83

第二種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社長府製作所	500千株	10.00%
東ソー株式会社	300	6.00
株式会社トクヤマ	300	6.00
日本国土開発株式会社	260	5.20
株式会社中電工	200	4.00
長州産業株式会社	200	4.00
富士高圧フレキシブルホース株式会社	150	3.00
大晃機械工業株式会社	100	2.00
光東株式会社	100	2.00
高山石油株式会社	100	2.00
カワノ工業株式会社	100	2.00
株式会社えんホールディングス	100	2.00
株式会社九州リースサービス	100	2.00
株式会社ビジネスアシスト	100	2.00
小松印刷株式会社	100	2.00
社会福祉法人寿幸会	100	2.00
山口合同ガス株式会社	100	2.00

第三種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
朝日生命保険相互会社	1,000千株	18.18%
株式会社長府製作所	1,000	18.18
日本国土開発株式会社	1,000	18.18
徳機株式会社	500	9.09
藍澤証券株式会社	500	9.09
櫻井博志	500	9.09
株式会社ほけんeye西京	300	5.45
株式会社中電工	200	3.63
フューチャー株式会社	200	3.63
赤坂印刷株式会社	100	1.81
全国保証株式会社	100	1.81
株式会社ビジネスアシスト	100	1.81

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式を除く発行済株式の総数に対する持株比率の小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 秋宗 勝彦 指定有限責任社員 下西 富男	45	—

- (注) 1. 当行及び当行子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は47百万円です。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の当年度の監査体制、監査時間と前年度の実績等を比較するなど、監査報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するとき、会計監査人が社会的な信用を失墜したとき等、監査業務に重大な支障をきたすと認められる事由が生じたとき、その他会計監査人として不適切であることが疑われる事由が認められる場合には、監査役会は、当該事由に基づき検討を行ったうえで、必要に応じて会計監査人の解任又は不再任に必要な手続を行います。

第112期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け	141,108	預 金	1,522,948
現 預 け	23,539	当 座 預 金	19,580
買 入 金 銭 債 権	117,569	普 通 預 金	417,256
商 品 有 価 証 券	320	貯 蓄 預 金	14,280
商 品 国 債 債 権	69	通 知 預 金	1,570
金 銭 の 信 託 債 権	69	定 期 預 金	1,044,848
有 価 証 券 債 権	1,153	定 期 積 立 預 金	2,373
国 債 債 権	210,073	そ の 他 の 預 金	23,039
地 方 債 債 権	57,513	コ ー ル マ ネ ー	2,161
社 債 債 権	46,586	債 券 貸 借 引 受 入 担 保 金	5,231
株 式 債 権	24,684	借 入 金	10,000
そ の 他 の 証 券 債 権	10,459	借 入 金	10,000
貸 出 金	70,830	外 国 為 替 債 権	0
引 手 形 付 付 越 替 け 預 け 資 産	1,258,127	未 払 外 国 為 替 債 権	0
引 手 形 付 付 越 替 け 預 け 資 産	2,913	そ の 他 の 負 債 債 権	10,933
証 書 貸 付 付 越 替 け 預 け 資 産	25,920	未 決 済 為 替 借 借 等	29
当 座 貸 付 付 越 替 け 預 け 資 産	1,125,789	未 払 法 人 税 用 益	502
外 国 為 替 預 け 預 け 資 産	103,505	未 前 払 費 収 入	6,260
外 国 他 店 預 け 預 け 資 産	3,044	未 前 受 取 益	416
そ の 他 の 資 産	3,044	給 付 補 填 備 金	1
未 決 済 為 替 貸 付 用 益	16	金 融 一 派 生 商 品 債 務	1,764
未 前 払 収 入	1,146	資 産 除 去 債 務	51
未 金 融 派 生 商 品 債 務	1,607	そ の 他 の 負 債	90
そ の 他 の 資 産	75	退 職 給 付 引 当 金	1,818
有 形 固 定 資 産	6,313	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	2,223
建 物	10,285	偶 発 損 失 引 当 金	175
土 地	3,646	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	125
一 般 資 産	5,888	支 払 承 諾	821
建 設 仮 勘 定 資 産	52	負 債 の 部 合 計	926
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	80	(純 資 産 の 部)	1,557,549
無 形 固 定 資 産	616	資 本 金	23,497
ソ フ ト ウ ェ ア	1,961	資 本 剰 余 金	19,088
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,928	資 本 準 備 金	15,071
前 払 年 金 費 用	33	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,016
繰 延 税 金 資 産	62	利 益 剰 余 金	28,285
支 払 承 諾 見 返 金	1,308	利 益 準 備 金	1,539
貸 倒 引 当 金	926	そ の 他 利 益 剰 余 金	26,745
	△6,315	別 途 積 立 金	2,832
		繰 越 利 益 剰 余 金	23,913
		自 己 株 式	△113
		株 主 資 本 合 計	70,757
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,152
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△795
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,618
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	2,976
資 産 の 部 合 計	1,631,283	純 資 産 の 部 合 計	73,733
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,631,283

第112期 (2019年 4月 1日から 2020年 3月 31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金	額
経	常 収 益		26,342
資	金 運 用 収 益	22,685	
貸	出 証 金 利 息 配 当	19,134	
有	価 入 取 引 受 入 利 当	3,334	
コ	券 借 口 一 受 入 利 息	△0	
債	預 借 取 金 プ 受 入 利 息	0	
預	金 利 ス の 他 取 為 の 他 債 の 株 式 金 の 他	66	
金	ス の 他 取 為 の 他 債 の 株 式 金 の 他	51	
そ	の 他 取 為 の 他 債 の 株 式 金 の 他	98	
役	務 入 の の 債 の 株 式 金 の 他	2,036	
受	入 の の 債 の 株 式 金 の 他	346	
そ	の の 債 の 株 式 金 の 他	1,690	
そ	の の 債 の 株 式 金 の 他	596	
そ	の の 債 の 株 式 金 の 他	596	
株	式 金 の 他	0	
金	の 他	1,023	
そ	の 他	713	
の	他	4	
他		305	
常	調 達 利 金 一 支 払 利 息 用 料 用 損 買 費 入 却 損 却 用 費	3,773	21,590
費		3,566	
用		0	
息		△0	
息		111	
息		0	
息		25	
息		70	
息		0	
用		4,599	
料		0	
用		4,598	
損		22	
買		20	
費		0	
入		0	
却		11,165	
損		2,030	
却		1,490	
損		120	
却		125	
用		54	
費		239	
益		4,752	
分		15	
益		15	
分		428	
益		4,339	
失		15	
損		23	
失		404	
損		1,585	
益		△178	
税		1,407	
額		2,932	
計		2,932	
算		2,932	
当		2,932	

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

(2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	141,137	預 金	1,520,547
買 入 金 銭 債 権	485	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	2,161
商 品 有 価 証 券	69	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	5,231
金 銭 の 信 託	1,153	借 用 金	10,000
有 価 証 券	208,564	外 国 為 替	0
貸 出 金	1,245,851	社 債	2,000
外 国 為 替	3,044	そ の 他 負 債	11,171
そ の 他 資 産	21,304	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,662
有 形 固 定 資 産	10,300	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	3
建 物	3,646	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	175
土 地	5,888	利 息 返 還 損 失 引 当 金	4
リ ー ス 資 産	52	偶 発 損 失 引 当 金	125
建 設 仮 勘 定	80	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	821
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	632	支 払 承 諾	926
無 形 固 定 資 産	2,010	負 債 の 部 合 計	1,555,832
ソ フ ト ウ ェ ア	1,976	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	33	資 本 金	23,497
繰 延 税 金 資 産	1,473	資 本 剰 余 金	19,146
支 払 承 諾 見 返	926	利 益 剰 余 金	28,981
貸 倒 引 当 金	△6,344	自 己 株 式	△113
		株 主 資 本 合 計	71,512
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,153
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△795
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,618
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△345
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	2,631
		純 資 産 の 部 合 計	74,144
資 産 の 部 合 計	1,629,976	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,629,976

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		27,377
資金運用収益	22,112	
貸出金利息	19,000	
有価証券利息配当金	2,859	
コールローン利息及び買入手形利息	△0	
債券貸借取引受入利息	0	
預け金利息	66	
その他の受入利息	185	
役員取引等収益	3,626	
その他の業務収益	596	
その他の経常収益	1,041	
その他の経常収益	1,041	
経常費用		22,380
資金調達費用	3,848	
預金利息	3,566	
譲渡性預金利息	0	
コールマネー及び売渡手形利息	△0	
債券貸借取引支払利息	111	
借入金利息	75	
社債利息	25	
その他の支払利息	70	
役員取引等費用	5,071	
その他の業務費用	22	
営業経費用	11,405	
その他の経常費用	2,032	
貸倒引当金繰入額	1,464	
その他の経常費用	568	
経常利益		4,996
特別利益		15
固定資産処分益	15	
特別損失		428
固定資産処分損失	24	
減損損失	404	
税金等調整前当期純利益		4,583
法人税、住民税及び事業税	1,798	
法人税等調整額	△178	
法人税等合計		1,619
当期純利益		2,963
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		2,963

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社 西京銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下 西 富 男 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西京銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月7日

株式会社 西京銀行
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋宗勝彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下西富男 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社西京銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西京銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第112期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成しましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月8日

株式会社 西京銀行 監査役会

常勤監査役 山本 秀雄 ㊟

社外監査役 今田 武男 ㊟

社外監査役 東 裕二 ㊟

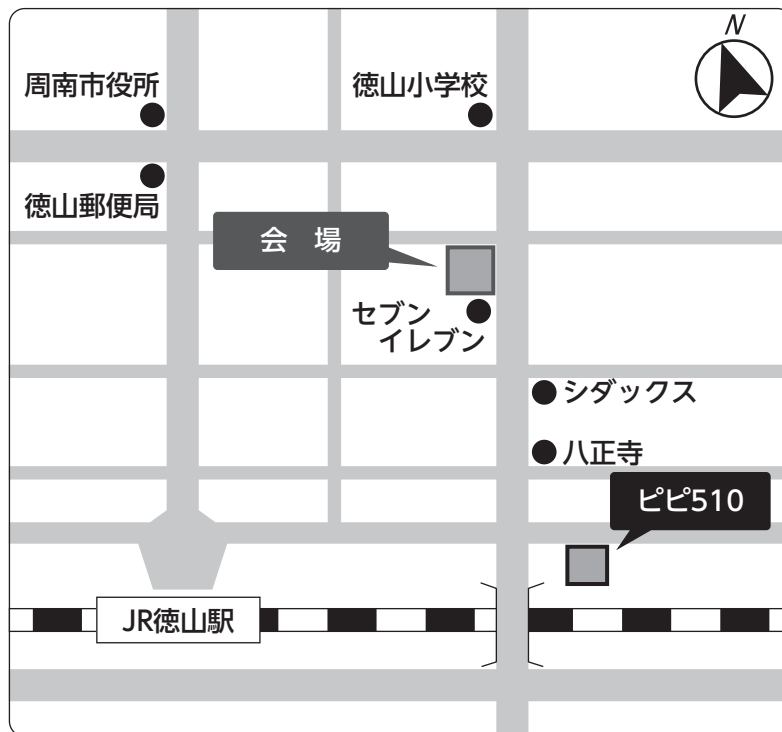
以上

<メ モ 欄>

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場 西京銀行 本店 5階講堂
山口県周南市平和通一丁目10番の2
TEL (0834) 31-1211



交通のご案内

最寄りの駅 JR徳山駅

- 受付にピピ510の無料駐車券をご用意しておりますので、お車でお越しの方はお申し出ください。
- 紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

《本総会における節電への取組みについて》

当行の節電への取組みの一環として、本総会の運営につきまして照明・空調の設定を抑える等、節電に配慮した対応を行っております。株主の皆さまにはご不便をおかけすることもあるかと存じますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。